

中学校完全給食推進本部・平成29年度第4回会議 会議録

開催日時 平成29年(2017年)8月21日(月) 15時00分～15時41分

開催場所 災害対策本部室

出席者

(本部長)

市長 上地 克明

(副本部長)

副市長 永妻 和子 副市長 田中 茂

(本部員)

教育長	新倉 聡	上下水道局長	長島 洋
政策推進部長	上条 浩	政策推進部文化スポーツ担当部長	野間 俊行
政策推進部渉外担当部長	中野 愛一郎	総務部長	尾澤 仁
財政部長	竹内 英樹	財政部市税担当部長	菱沼 孝
市民安全部長	小貫 和昭	市民部長	室井 二三夫
健康部長	惣田 晃	こども育成部長	濱野 芳江
環境政策部長	本多 和彦	資源循環部長	小川 隆
経済部長	秋本 丈仁	経済部観光担当部長	松田 優一
都市部長	井上 透	土木部長	鈴木 栄一郎
港湾部長	服部 順一	上下水道局技術部長	長谷川 浩市
消防局長	佐藤 正高	市議会事務局長	井手之上 麻理子
教育委員会事務局教育総務部長	阪元 美幸	同学校教育部長	伊藤 学
選挙管理委員会事務局長	一之瀬 秀行	監査委員事務局長	小澤 充

(事務局)

教育委員会事務局学校教育部学校給食担当課長 藤井 孝生

同課係長 田中 慎一 同課主任 津田 尊夫

同課主任 中川 雄介

代理出席者

福祉部長代理 福祉総務課長 古谷 久乃

欠席者

上下水道局経営部長 渡辺 大雄

## 1 開会

### 【教育長】

ただいまから、中学校完全給食推進本部・平成 29 年度第 4 回会議を開催させていただく。教育長に就任し初めての推進本部となるので、簡単にごあいさつさせていただきたい。

中学校完全給食の実施にあたっては、教育委員会が昨年 6 月にまとめた「中学校の昼食のあり方について」を念頭に、子どもたちにとって、よりよい形で実施できることを第一に考えたいと思っている。また、直接子どもたちと関わり合う、学校現場の先生方の視点に立つことも重要であると考えている。教育委員会としては、これらに重点を置いて検討を進めたいと考えているが、一方で、本事業は教育委員会だけで実施できるような事業ではなく、本日お集まりいただいている本部員を始めとする全部局のご理解とご協力が不可欠である。今後ともご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。7 月に、センター方式で実施することを決定したので、本日は、用地の選定など、より具体的な案件について、ご意見をいただきたい。

## 2 案件

- (1) 今後のスケジュール及び検討事項について
- (2) その他

### ◆ 説明（事務局）

- ◇「資料 1 今後のスケジュール及び検討事項について」
- ◇「資料 2 給食センター候補地について」
- ◇「資料 3 給食センター候補場所一覧」

まず、資料 1 の「1 今後のスケジュール」について、「中学校完全給食 開始までの流れ」と記載した図の、左側をご覧いただきたい。これまで、実施方式の検討を行ってきたが、7 月にセンター方式に決定したので、現在、用地の選定と、整備・運営方法の検討を進めているところである。これらを決定した後、設計、そして建設工事へと進む。また、これと並行して基本計画の策定を進め、その後開始に向けた具体的な準備として、事業者の選定や教職員の研修などを行う。さらに図の右側の中学校の施設整備として、給食の受け入れ場所となる荷受室や昇降機の整備などを進めるとともに、学校現場と運営方法などに関する協議も行う。

「2 検討事項」の「(1) 用地」について、資料 2 により説明する。まず、「1 基本情報」の「(1) 想定敷地面積」について、現在、事務局では約 10,000 m<sup>2</sup>を想定している。平成 28 年度に実施した調査では提供食数を 11,500 食とし、面積は 10,880 m<sup>2</sup>と想定したが、平成 32～33 年度の食数推計である約 10,000 食を考慮して想定した。しかし、他都市の事

例では、同程度の規模の食数の給食センターでも、敷地面積は、約 7,000 m<sup>2</sup>や約 16,000 m<sup>2</sup>など、様々な例があるので、具体的な必要面積を示すことは難しいのが現状である。なお、この想定敷地面積は、調理施設の部分の面積に加え、配送用トラックや従業員駐車スペースなどの面積を含んだ数値である。

次に、「(2) 用途地域」について、給食センターは建築基準法上の用途が工場となるので、建設が可能なのは、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域となる。他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得なくてはならない。

「2 検討にあたって重視する点(案)」に、事務局で考えている重視する事項について 3 点記載した。まず、「①他の利用計画等」について、給食センター以外で既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先すべきと考えている。次は、「②配送所要時間」である。給食提供については、学校給食衛生管理基準で、調理後 2 時間以内に喫食できるよう努めるとされており、給食センターから学校までの所要時間が長い学校がある場合は、配送が遅れるリスクが高まるためである。3 点目は「③開始時期への影響」である。土地の造成に年数がかかったり、市有地以外の土地取得で時間がかかったりすると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まると考えている。

次に、「3 各部局への照会結果」についてである。(1)に記載した期間で、全部局を対象に、用地に関する照会をかけさせていただいた。「(2) 照会条件」だが、市有地については、未利用地で土地面積が 7,000 m<sup>2</sup>以上、市有地以外については、未利用と思われる土地で、用途地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域にあり、土地面積が 7,000 m<sup>2</sup>以上の用地を対象とした。「(3) 照会結果」は、市有地は上下水道局有地を含めて 5 件、市有地以外は国有地 4 件、民有地 9 件の計 13 件の用地に関する情報を得ることができた。なお、これらには(2)の条件にあてはまらない用地もあったが、一部検討した。また、教育委員会事務局あてに、センター用地として自己所有地の貸し付けの申出をいただいた用地があったので、これについても含めた。

資料 3「給食センター候補場所一覧」では、全 18 カ所の候補地について、整理した。なお、民有地については、所有者と協議などを行ったのではなく、未利用と思われる用地を各部局の把握している範囲で整理した情報であることをご理解いただきたい。また、先ほど説明した、検討にあたって重視する点、3 点を事務局で評価し、網掛けの欄に記載している。それぞれの凡例は、右端に記載している。

では、各候補場所について説明する。

まず、「1 市有地 A 旧平作小学校」である。こちらは、調査委託でもシミュレーションした用地である。現在売却事務を停止しており、他の利用計画はない状況である。配送時間については、40 分を超える学校はないため△とした。開始時期への影響については、造成工事や用地取得に時間を要することはないが、給食センターを建設できる用途地域ではないので、ここに建てようとする場合は、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得る必要

があるので、※をつけてある。

次に「2 市有地B 旧上の台中学校」だが、調査委託の時点で建設可能な用途地域ではないことに加え、周辺道路の状況に課題があることなどからシミュレーション用地からも外しており、候補場所としては除外した経緯がある。なお、現時点で売却公募予定となっているが、具体的な計画はまだない。配送時間については、40分を超える学校があるので評価は×とし、開始時期への影響については、建築基準法第48条のただし書の許可を得る必要があるので、※をつけてある。

次に「3 市有地C 平成荷さばき地」だが、配送時間については、40分を超える学校はないので△としたが、平成36年3月まで住宅展示場として暫定利用が決定しており、他の計画等と開始時期への影響は×とした。

次に「4 上下水道局有地A 旧長瀬資材管理所」だが、こちらは、配送時間が40分を超える学校があり、また、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要がある。

次に「5 上下水道局有地B 旧浦賀配水池」だが、こちらにも、配送時間が40分を超える学校があること、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があることに加え、浦賀国際文化村構想との整合がとれないという課題もある。

6以降については、国有地と民有地であり取得に時間がかかる可能性があるため、開始時期への影響については、△または×とした。用地取得以外の課題についてご説明する。

まず、「6 国有地A JR久里浜駅西側」だが、こちらは、配送時間が40分を超える学校があることと、JR久里浜駅周辺地域の土地利用方針案との整合がとれないという課題がある。

次に「7 国有地B」だが、こちらは、田浦港町であり北部寄りの地域であることから、配送に時間がかかる学校が多くなる。

次に「8 国有地C JR久里浜駅東側」だが、6のJR久里浜駅西側と同様に、配送時間が40分を超える学校があることと、JR久里浜駅周辺地域の土地利用方針案との整合がとれないという課題がある。

次に「9 国有地D 大矢部弾庫跡地」である。こちらは、配送時間が40分を超える学校はないため、配送時間の評価は、△とした。

次に「10 民有地A」だが、こちらは西地区に位置することもあり、配送に時間がかかる学校が多くなる。

また、民有地C、Dはいずれも神明町に位置しており、配送に40分以上かかる学校があるため、配送時間の評価は×とした。

「14 民有地E」は、浦賀国際文化村構想との整合がとれないほか、配送に時間がかかる学校が多いことなどの課題がある。

次に「15 民有地F」だが、こちらは備考欄にも記載したとおり、ワイハート地区で、造成工事が未了であるため、開始時期への影響があることなどが課題である。

次に「16 民有地G」だが、こちらは横須賀インター周辺地区であり、造成工事に未着

手で、着手時期が未定であるなどの課題がある。

次に「17 民有地H」だが、こちらは配送時間が40分を超える学校があること、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があることなどの課題がある。

最後に「18 民有地I」について、こちらは配送時間が40分を超える学校があること、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があることなどの課題がある。

資料2に戻り、「4 今後の進め方」についてだが、この後、推進本部でいただく意見等を踏まえて候補地を絞り込み、本日も説明した項目以外の道路状況、周辺環境への影響、インフラ環境などについても比較・検討を行った上で、候補地を選定したいと考えている。

資料1に戻り、2ページの「(2) 補助金・交付金等」についてだが、給食センターを新築する場合には、文部科学省による学校施設環境改善交付金の対象となる。一方、他自治体では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条のまちづくり支援事業で、給食センターの機能を有した防災食育センターとして整備している事例もある。これらは、重複して受けることができないので、給食センター整備でどの補助金等の採択を目指すかについて決定する必要がある。

まず「ア 学校施設環境改善交付金」だが、調理場施設、附帯施設、炊飯給食施設、附帯施設(炊飯給食施設)、アレルギー対策室の整備が対象となる。補助率は2分の1である。

次に「イ 防衛8条補助金 まちづくり支援事業」だが、こちらは給食センターの整備は対象となっていない。事前に、地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくりなどの構想を策定する必要がある。また、対象となるのは1自治体につき1度限りである。補助率は75%である。

次に「(3) 昇降機の整備内容」についてである。センターから配送される食器や食缶等を各階に運搬するため昇降機の設置が求められるが、昇降機にはエレベーターと小荷物専用昇降機があり、運用面・費用面で異なる。中学校の整備計画を作成するために、昇降機の整備内容も決定する必要がある。

3ページの「ア 運用面での比較」についてだが、給食提供に関しては、エレベーター、小荷物専用昇降機ともに食器・食缶を載せた配膳車を各階に運搬するという点では同様だが、エレベーターの場合、配膳車に加え、配膳員が乗用できるため、単独での運搬作業がしやすく、作業所要時間が短く、作業効率が上がる。また、配膳車に移さず、コンテナのまま各階に運搬することも可能である。一方、小荷物専用昇降機の場合、配膳車1台のみ積載可能となるので、単独での運搬作業が難しく、作業時間の関係でエレベーターに比べ人員が増えると思われる。なお、現在小学校には、小荷物昇降機を設置しているが、上の階と下の階とで複数名により運搬作業をしている。また、コンテナのままでの運搬はできない。

給食提供以外に関しては、エレベーターの場合、障がいのある生徒やケガをした生徒にも対応できるほか、災害時における拠点機能の強化も期待できる一方、小荷物専用昇降機の場合は給食以外の運搬はできず、人が乗ることはできないので、給食以外の使用用途は

ない。

次に「イ 費用面の比較」についてだが、初期整備費の昇降機本体に係る費用として約4億8千万円エレベーターの方が高くなる。また、維持管理運営費は30年間で、保守点検費はエレベーターの方が約6億2千万円高くなるが、配膳員の人件費は、小荷物専用昇降機の方が約6億4千万円高くなる。これは、センターから各学校への配送時間がかかるため、中学校内の運搬を食缶到着から昼食開始までの短時間で行う必要があり、エレベーターと小荷物専用昇降機では、単独作業の可否を含め、作業所要時間が異なるので、各校1名程度配置人数が異なることを想定したためである。この結果、30年間の費用を比較すると、エレベーターの場合、約30億2千万円、小荷物専用昇降機の場合、約25億6千万円となった。補助金等に関しては、表の下、5行目からの※に記載したとおり、エレベーターの整備には、バリアフリー化に係る補助として、学校施設環境改善交付金の対象となる可能性がある。なお、昇降機設置基数は調査報告書に基づき33基として試算した。中学校数は23校だが、複数の棟に校舎が分かれている学校があるためである。また、今後より詳細な現地調査や学校との具体的な協議を行う中で、各学校の現況に合わせて昇降機と小荷物昇降機が混在する可能性もあると考えている。

最後に「(4) 事業手法」だが、給食センターの整備については、「横須賀市 PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針」により優先的検討の対象事業となり、従来型手法に優先して検討することになるので、現在、総務部との協議を進めている。

## ◆ 質疑

### 【財政部長】

資料3の候補場所一覧についてだが、給食センター1カ所方式ということ的前提に考えると、配送時間が重視されるとのことだが、その場合、旧平作小学校、平成荷さばき地、大矢部弾庫跡地が有力となる。しかし、早期実施を重視するという方針から考えると、平成36年度まで暫定利用を決定している平成荷さばき地は難しいと思う。また、国有地についても取得時期について難しい点もあるのではないか。これらの条件を考えると、建築基準法第48条のただし書の問題もあるが、市有地である旧平作小学校が時間的なアドバンテージがあると思うがいかがか。

### 【事務局】

昨年度実施した調査のシミュレーションで使用した旧平作小学校のような市有地については、校舎の取り壊し作業等があるものの、仮に建築基準法第48条ただし書の許可を受けられれば、早期実施という観点ではアドバンテージがあると考えている。

**【財政部長】**

10,000 m<sup>2</sup>程度を想定しているということだが、10,000 m<sup>2</sup>を超える残りの土地をどのように位置づけるのかということも重要だと思う。そこも含めた土地利用の案を作りながら地域住民との話し合いに臨むことも必要ではないかと思う。

**【経済部長】**

旧平作小学校を使用する場合、建築基準法第48条ただし書の許可を受けられる見込みについてはどのように考えるか。地元住民の反対なども懸念されると思うがいかがか。

**【都市部長】**

建築基準法第48条ただし書の許可は建築審査会の同意が必要となる。その場合、最も重要になるのは、「なぜここに建てなければならないのか。」という理由である。

心配しているのは、平作地区については、ごみ処理施設の建設に関して住民訴訟があり、現在も係争中であるため、同じようなことが起きないかという点である。公聴会を行う際は、近隣住民とそれ以外の住民とを分けて行うことになるが、ごみ処理施設建設の説明会でも煙が流れてくることなどについてご意見があった。今回の件も、配送に係る交通量の増加等の話が出てくる可能性があるが、それを建築審査会に報告する必要がある。

ただし、「どうしてもここに建てなければならない。」ということであれば、クリアできる可能性はあると考えている。実際に他都市でも同様の手続きで給食センターを建設している事例もある。

**【経済部長】**

旧平作小学校が最も早いとは思いますが、進めていくのであれば、相当覚悟を持ち、見込みを立てて進めないと、逆に時間が長くかかる危険性がある。

**【資源循環部長】**

住民訴訟の件については、平成27年8月の第一審では勝訴したが、原告が平成29年2月に控訴した状況にあり、今回の給食センターについて、公聴会を行った場合に影響がないとは言い切れない。

**【渉外担当部長】**

現在の防衛8条の補助金では、給食センターはメニューに含まれていない。そのため他都市ではまちづくり支援事業として防衛8条の補助金を受けている事例がある。1自治体1度限りや構想の策定が必要というような課題があるので、まちづくり支援事業の補助金を使わない判断はあると思うが、もし検討を進めていくのであれば、建設する場所が決まらない状況で国に対して概算要求やヒアリングを進めていくのは難しいと思う。今後、よ

り一層スケジュール等を共有しながら進めなければならないと思う。

建築基準法第 48 条ただし書の許可は最短でどのくらいの時期に受けられるものなのか。

**【都市部長】**

建築基準法第 48 条ただし書の許可については、ある程度の設計段階にならないと進められない。矛盾があるかもしれないが、用地を決め、施設の設計をしてから建築審査会に諮ることになるので、許可を受けられる見込みによって進めていかなければならない。許可を受けてから設計するという流れではない。

**【渉外担当部長】**

防衛 8 条の補助金を申請するのであれば、平成 30 年の春には概算要求ができるように調整を進める。平成 30 年の春に用地も決まっていない状態で概算要求をすることはできないと思うが、その流れで進めるしかないのか。

**【都市部長】**

現在、横浜 DeNA ベイスターズの総合練習場の建設についても進めているが、その場所も高さ制限があるので、建築基準法第 48 条ただし書の許可を受けて進めようとしているが、建築審査会はまだ先である。建築審査会の前までに理由を明確にしなければ難しい。早めに用地を決め、その地域に説明し、ご理解いただくようにしないと難しい。

**【渉外担当部長】**

いずれにせよ、しっかりと情報共有しながら出来ることをやっていくしかない。

**【都市部長】**

大矢部弾庫跡地は、準工業地域のため用途地域の課題はないが、用地を取得するのに時間が長くなるのか。

**【渉外担当部長】**

大矢部弾庫跡地については、財務局から個別具体の判断になると聞いており、計画次第ということになるが、国から譲与を受けるには時間がかかると思われる。また、譲与を受ける場合でも購入する場合でも、旧軍港市国有財産処理審議会の手続きを経なければならないため、スケジュールとしては、旧平作小学校の場合よりも遅くなるのではないかとと思う。最短で、来年度に旧軍港市国有財産処理審議会の審議を受け、再来年度から事業開始となると思われる。

**【市民安全部長】**

旧平作小学校は、平作地域の震災時の避難所となっているが、公聴会のときに「避難所はどうなるのか」などの意見が出た場合、建築審査会に及ぼす影響はあるか。それとも別問題とされるのか。

**【都市部長】**

建築審査会では必要理由が明確であれば影響は出ないのではないかと思います。

**【市民安全部長】**

学校の統廃合の際に、改めて避難所を設定したことはあるが、地域住民が了解済みの震災時の避難所をなくして施設整備を行うことは、本市では前例がない。仮に旧平作小学校を建設用地とすることになった場合、どの段階で地域住民に説明しに行っていくのか、その辺りも情報共有をして進めていくしかない。

また、余った土地の利用についてだが、体育館だけ避難所として残して給食センターを建設できる可能性はあるか。

**【事務局】**

可能性がないとは言えないが、調査報告書のシミュレーションでは、旧平作小学校に給食センターを建設する場合、広い幹線道路側からの車両の出入りを想定していること、体育館が敷地の中央部にあることから、現時点では校舎や体育館は取り壊すものと考えている。

**【都市部長】**

エレベーターまたは小荷物専用昇降機の整備について、限られた期間にすべての中学校に整備するとなると、都市部の負担がかなり大きくなり、結果、人員増や財政負担増につながるが、中学校給食開始までに、必ず整備しなければならないものか。

**【事務局】**

中学校側に必要になると想定している施設整備は、荷受室と昇降機である。荷受室は給食開始までに整備できていないと困るが、昇降機については全校で揃っていなければ給食を開始できないというわけではない。給食開始までに整備が難しい場合は、昇降機が整備できる前提で、それまでの間は人員を雇用して運搬することも考えなければならないとは思っている。

**【都市部長】**

荷受室については来年度から工事発注を進めるというイメージか。

**【事務局】**

スケジュール的には来年度から始めないと厳しいのではないかと考えている。

**【市民部長】**

様々な課題があり難しいとは思いますが、重視すべきなのは近隣住民の負担を最小限に抑えられるよう、配送が円滑に行える場所に給食センターを建設することだと思う。そうでないと、長期的に考えたときに、様々な問題が発生すると思われる。是非、配送面を重視していただきたい。

(2) その他 なし

**【市長】**

活発な議論、意見交換、感謝申し上げる。本日出された意見も踏まえながら、関係部局間でより詳細な検討を進め、スピード感を持って取り組んでいきたい。私としては、かねてから話しているとおり、早期に実施できることと、経費を抑えて実施できることに重点を置いている。そのために、各部局で一丸となって知恵を絞っていただきたい。今後も引き続き、部局間での連携した取り組みが必要となってくるので、協力をよろしく願いたい。

### 3 閉会

**【教育長】**

活発な議論をいただき、感謝申し上げる。様々な課題があると認識しているが、早急に用地の選定などを進めていきたい。

それでは、本日の中学校完全給食推進本部会議を終了する。ご協力、感謝申し上げる。